

平成30年度第4回市民参加推進・評価会議 会議要旨

1 日時	平成31年2月7日(木) 午後2時00分～3時25分
2 場所	大和市役所 第5会議室
3 出席者	委員6人(田邊 誠 委員(会長)、青木 俊介 委員、岩本 翠 委員、 小川 典子 委員、小室 三枝子 委員、中丸 ちづ子 委員) 事務局2人(政策総務課長他1人)
4 傍聴人数	0人
5 議題	(1) 会長及び職務代理者の選出 (2) 諮問 (3) 議事 ①平成31年度市民参加手続の実施予定等について ②その他
6 議事要旨	・会長に田邊委員、職務代理者に岩本委員が選出された。 ・市長から「平成31年度市民参加手続の実施予定に対する総合評価について」の諮問が行われた。 ・会議資料に基づき事務局から説明を行い、答申内容をまとめるため、質疑応答及び意見交換を行った。
7 会議資料	・資料 1：平成31年度市民参加手続の実施予定 ・資料 2：平成31年度審議会等委員の公募実施予定 ・資料 3：今後の市民参加推進・評価会議開催予定 ・参考資料1：大和市市民参加推進条例 ・参考資料2：大和市市民参加推進条例施行規則

【主な質疑等】

委員： 市民参加手続のどの手法を用いるかは、事業主管課が決めているのか。政策総務課に相談などを行っているのか。

事務局： 基本的には、それぞれの事業主管課で検討して決めている。政策総務課は市民参加推進条例の所管課として、適切な市民参加手続を経ているかをチェックしている。

委員： どのような市民参加手続を行うかについて、各審議会に諮って決めているのか。

事務局： それぞれの審議会でどのように説明しているのかは承知していないが、市民参加手続を行うことは説明がなされていると考えている。審議会の委員には公募市民が含まれているので、そこで市民の意見を反映するものとなっている。

会長： 審議会の開催は5月、6月から開催されるものが多い。市民参加の手法はその前に事業主管課が検討し、各審議会において報告されているのではないのか。

- 事務局： 本日配付している資料は、次年度の予定について全庁的に行った調査に基づいて作成したものである。現時点での実施予定を示したものであり、今後、手法の変更や追加がされることも考えられる。
- 委員： 市民参加の手法は1つまたは2つ以上を用いており、条例に定められた条件についてはクリアしていると思うが、時代のニーズにあった手法について検討した上で意向調査や意見公募を行うようにしてほしい。今、子育ての関係ではいろいろとニュースになっており、市民参加手続を踏んだという実績よりも、そこでの意見をいかに活かしていくかが大切ではないか。
- 事務局： 子ども・子育て支援事業計画では、子育て中の方を対象としたニーズ調査を行い、これをもとに計画案を策定し、意見公募を行う手順となっている。意見公募手続では、子育て中の方はもちろん、地域で関わりのある方など様々な方から広く意見を寄せていただいている。意見が寄せやすいように工夫をすることが重要であると考えており、このことは以前からこの会議において指摘されているところである。
- 委員： この審議会には未就学児を対象とした関係者に限らず、教育にかかわる委員なども含まれているのか。
- 事務局： 構成メンバーには、教育、福祉など様々な分野の方が委員になっている。
- 委員： 子育てといっても多岐にわたるので、今の時代に添った幅広い委員構成であってほしいと思っている。
- 事務局： 審議会委員の構成は、学識経験者や現場の事情に精通した方、公募市民等となっている。他の審議会も基本的に同様である。
- 委員： 昨年まで総合計画審議会の市民公募委員を務めていた。同審議会では様々な専門の方が委員になっており、市職員も多く参加して活発な議論が行われている。市民アンケートの設問の検討においても、どのような設問がよいか、過去の設問より改善できないかなど事細かに検討されていた。
- 事務局： 総合計画審議会では、昨年、市の最上位計画である次期総合計画の策定について審議いただいている。総合計画は、今後10年の市政運営の方針定める市のマスタープランであるが、次期計画においては、「人」「まち」「社会」の健康の連携をさらに深めていくものになっている。来年度は、今年度で計画期間が終了する第8次総合計画の進行管理を行うため、市民意識調査を実施する予定である。
- 委員： 市の職員も10年の間には部署を異動していくので、施策を連携することにつながるのではないか。
- 委員： 市の計画等について、これまで意見交換、意見公募などの手法をしっかりと行ってきた成果として、シリウスの整備をはじめ、現在のまちづくりにつながっている。今回の市民参加手続の実施予定についても内容の問題はないと考え、今後も地道に継続していくことが大切なのではないか。
- 委員： 平成31年度に市民参加手続を行う7件の案件は、市民参加条例第6条の規定が根拠であると思うが、第5項には、「市民生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更」とある。市民参加手続を行うかどうかは、この

解釈によっては、案件として挙がってこないケースも考えられるが、どのように調整しているのか。

事務局： 市民参加手続に関する相談は事業主管課から事務局にあるが、内容を見たらうで手続の必要性について協議している。各年度における市民参加手続の実施予定を全庁的に照会していることや、当会議からの答申内容を全庁的に周知していることから、事業主管課においても市民参加手続の重要性は理解していると考えている。

委員： 総合計画の重要性について指摘されたと思うが、来年度実施予定の総合計画の進行管理では、審議会による審議と意向調査を行うとしている。意向調査は5千人を対象に行うとの説明であったが、自由に意見を出せる意見公募手続についても実施したほうがよいのではないか。

事務局： 総合計画の進行管理を行ううで、意見公募手続の手法をとるかについては、次回までに確認をしたい。次期総合計画の策定にあたっては、審議会による議論や意見公募手続に加え、市民討議会の実施や、計画に内容を周知するために説明会の実施など、市民の理解をいただくよう努めている。

これまでの市民参加手続の実施結果では、法改正に伴う条例改定では意見公募を行っても寄せられた意見がないケースもあった。平成31年度予定の計画等は、市民の方の関心が高いものであると思うので、より多くの意見が寄せられるような工夫を行うよう、それぞれの事業主管課に求めている。平成30年度の結果については、今後ご審議いただきたいと考えている。

委員： 総合計画については、平成30年度に計画策定について審議会、意見交換会、意見公募手続の3つの市民参加手続を行い、平成31年度はこれまでの計画の進行管理を行うため、審議会による審議と意向調査を実施すると理解してよいか。

事務局： そのとおりである。

会長： 次回はこの審議会としての意見を、さらにまとめていきたい。

以上